

谷山第二地区 第18号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
谷山都市計画事務所
〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
谷山支所 3階
TEL099-269-2111
谷山第二地区係 内線 314~316, 321
工事補償係 内線 317~319
谷山駅周辺整備係 内線 312, 313, 320, 322, 323

辻之堂本城線（JR指宿枕崎線沿い）《写真②》



御所下和田名線（豊道鹿児島加世田線側）《写真①》



道路が一部開通しました

平成十七年度の進捗状況



平成17年度 施工承認箋所図

施工済箇所 (平成17年11月末現在)	
平成17年度施工予定箇所	

平成十二年度から始まりました谷山第一地区の仮換地交渉、補償交渉は、平成十七年度も皆様方のご理解とご協力を得ながら進めてまいります。

工事については、県道鹿児島加世田線側の御所下和田名線の一部《写真①》や、JR指宿枕崎線沿いの辻之堂本城線の一部《写真②》などが開通してまいり、今後も引き続き工事を行つてまいります。

皆様方には何かとご迷惑をお掛けすることになりますが、今後もご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、今年度の施工予定箇所は、左図のとおりです。

平成十七年七月二十八日から、谷山第一地区土地
区画整理事業区域内の本城地区、不動寺地区、岩下
地区などの用途地域及び建ぺい率、容積率が変更に
なりました。

主な変更内容としましては、都市計画道路「御所
下和田名線」等の沿道が準住居地域、都市計画道路
「不動寺本城線」等の沿道が第二種低層住居専用地域
となりました。また、第一種低層住居専用地域に
あいても、建ぺい率が50%から60%に、容積率が80
%から100%となりました。

平成十七年七月二十八日から、谷山第一地区土地
区画整理事業区域内の本城地区、不動寺地区、岩下
地区などの用途地域及び建ぺい率、容積率が変更に
なりました。

主な変更内容としましては、都市計画道路「御所
下和田名線」等の沿道が準住居地域、都市計画道路
「不動寺本城線」等の沿道が第二種低層住居専用地
域となりました。また、第一種低層住居専用地域に
おいても、建ぺい率が50%から60%に、容積率が80
%から100%となりました。

用途地域の見直しについて

(80/90)

田舎の説明

用語の説明	
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合のこと $\text{建ぺい率(%)} = (\text{建築面積} \div \text{敷地面積}) \times 100$
容積率	敷地面積に対する延べ面積の割合のこと $\text{容積率(%)} = (\text{延べ面積} \div \text{敷地面積}) \times 100$

小宅地対策用地・換地操作用地の 売買契約から所有権移転登記までについて

仮住居について

1 売買契約について

① 売買契約の時期
仮換地先の整地が完了し、使用収益が可能となつた時点で売買契約をしていただきます。

② 契約の際に必要なもの
売却決定通知書、契約金額に応じた印紙税（表1参照）、印鑑証明書、実印が必要となります。あるいは、契約金の分納を希望される方は、売却代金分納承認申請書も必要となります。

表1 印紙税について

契約金額	印紙税
1万円未満	非課税
1万円以上10万円以下	200円
10万円を超える50万円以下	400円
50万円を超える100万円以下	1,000円
100万円を超える500万円以下	2,000円

表2 分納回数について

契約金額	分納回数
100万円未満	5回以内
100万円以上200万円未満	11回以内
200万円以上	15回以内

※分納の金利は、年利2.75%となります。

3 所有権移転登記について

売買契約の締結日から20日以内に契約金を納入していただきます。
契約金の分納を希望される方は、契約締結日から20日以内に第1回目の納入をしていただきます。また、各回の納入期限は、それぞれ前回の納入期限の6ヶ月後の日となります。なお、分納の場合は、金利が計算され、契約金額に応じて分納回数に制限があります。（表2参照）

2 契約金額の支払時期

売買契約した土地の登記名義人は鹿児島市となつてあり、抵当権を設定することはできません。契約者の名義になるのは、売却代金が完納され、かつ、土地区画整理法第107条第2項の規定による換地処分の手続き完了後（現在の予定では、平成24年度）になります。その際、登録免許税が必要となります。
小宅地対策用地・換地操作用地について、お尋ねになりたい方は、谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』にお問い合わせ下さい。

従前地から仮換地先に移るまでの間、仮住居へ転居していましたことになります。仮住居の家賃や移転費用は、市から補償金としてお支払いします。なお、仮住居先については、各自で探していただくことになります。

建物移転をしていたら前に、市の担当職員が皆様のといひへ個別に補償交渉でお伺いいたしましたので、不明な点がございましたら、その際にご相談下さい。

建物移転に関することについてお尋ねになりたい場合は、谷山都市計画事務所の『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

お
願
い



次の場合は届け出で下さい

- 登記名義人が変わったとき。
(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)
- 住所を変更したとき。
- 代理人を定めたとき。
- 借地権の申告をするとき。
(他人名義の土地に建物などを所有する人。)
- 施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。
(事前に許可を受けなければなりません。)

このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所の『谷山第一地区係』に名申請書を届け出で下さい。

なお、補償費（仮住居、営業、家賃減収等）の支払いを受けている方が、売買等により登記名義を変えた時点で、補償費の支払いは出来なくなりますので、事前に谷山都市計画事務所の『工事補償係』にご相談下さい。

谷山地区鉄道高架化事業について

谷山地区鉄道高架化事業及び谷山駅周辺地区リニューアル整備事業並びに両事業に伴う用途地域及び準防火地域の見直しについての都市計画素案の説明会を、平成十七年十一月四日から十一月六日まで、谷山サザンホール等で開催いたしました。

この説明会には、延べ三百七十八人の方々が出席され、十八人の方から、ご質問やご意見等をいただきました。

本市では、今後、引き続き、都市計画の手続きを進め、平成十七年度に都市計画決定できるよう取り組んでまいりたいと考えてあります。

谷山地区鉄道高架化事業及び谷山駅周辺地区リニューアル整備事業について、お尋ねになりたい方は、谷山都市計画事務所の『谷山駅周辺整備係』にお問い合わせ下さい。

また、用途地域及び準防火地域の見直しについては、都市計画課へ電話（099）-261-1378に問い合わせ下さい。

谷山第一地区仮換地指定状況

